

認定を受けられる中小企業者

業種分類	中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項の定義	
	資金等の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他 ※ 1	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
ゴム製品製造業 ※ 2	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下

※ 1 : 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当。

※ 2 : 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。